

経済産業省同時発表

令和元年 6 月 25 日
住宅局 住宅生産課**住宅・建築物の省エネ基準の改正等について審議を開始します！**

～建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ

建築物エネルギー消費性能基準等小委員会合同会議（第10回）を開催～

国土交通省と経済産業省では、7月2日（火）に、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ及び社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会合同会議（以下「合同会議」）を開催し、建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」）の改正等について審議を開始します。

パリ協定を踏まえた住宅・建築物分野の温室効果ガス削減目標の達成等に向け、住宅・建築物の省エネ性能の向上を進めるため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正建築物省エネ法」）」が本年5月17日に公布されました（改正建築物省エネ法の概要については別紙1を参照）。

今後は、改正建築物省エネ法の施行等に向け、合同会議において、注文戸建住宅や賃貸アパートに係るトップランナー基準の設定や、戸建住宅等の省エネ性能評価方法の簡素化等の省エネ基準の改正等についてご審議いただき、10月を目途にとりまとめを行うこととしております。

7月2日（火）の合同会議では、省エネ基準の改正等に係る検討事項と検討の方向性についてご議論いただきます。

記

【開催日時等】

1. 日 時：令和元年7月2日（火） 15：00～17：00
2. 場 所：中央合同庁舎3号館10階共用会議室（東京都千代田区霞ヶ関2-1-3）
3. 議 事：建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準の改正等について
4. 委 員：別紙2及び別紙3のとおり

【傍聴等について】

1. 一般の方（傍聴）：

- ・傍聴を希望される場合は、メール（noguchi-k2cb@mlit.go.jp）又はFAX（別紙4）にて、ご氏名・ご所属・電話番号・メールアドレス等を記載の上、6月28日（金）12:00 までにお申し込みください。
- ・傍聴は、会場の都合上、各社・各団体2名までとさせていただきます。
- ・定員（先着順、50名）になり次第、締め切らせていただきます。
- ・傍聴の可否については、7月1日（月）中にご連絡させていただきます。

2. 報道機関（取材）：

- ・カメラ撮りは冒頭のみ（議事開始まで）とさせていただきます。
- ・報道関係者の傍聴については事前登録の必要はありませんが、原則として1社につき1名とさせていただきます。
- ・当日は会議開始10分前までにお越しください。なお、席に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

3. 資料等の公開：

- ・会議資料及び議事録は、後日、国土交通省ホームページにて公開します。

<問い合わせ先>

（議事について）

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室 課長補佐 川田、係長 高梨
電話：03-5253-8111（内線 39452、39465）
FAX：03-5253-1629

（傍聴について）

国土交通省 住宅局 住宅生産課 係長 鈴木、野口
電話：03-5253-8111（内線 39424、39457）
FAX：03-5253-1629



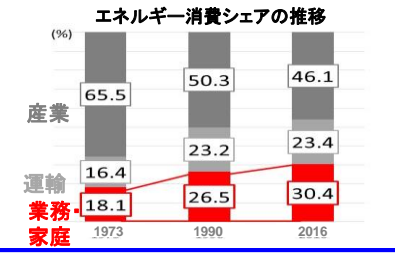
公布日：2019年5月17日

背景・必要性

○ 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標*達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題

*我が国の業務・家庭部門の目標(2030年度)：温室効果ガス排出量約4割削減(2013年度比)
 *本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画(2016.5閣議決定)」「エネルギー基本計画(2018.7閣議決定)」における方針を踏まえたもの

⇒ 住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠



法律の概要

オフィスビル等

オフィスビル等に係る措置の強化 法公布後2年以内施行

建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化

○ 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大 (延べ面積の下限を200㎡から300㎡に見直すことを想定)

複数の建築物の連携による取組の促進 法公布後6ヶ月以内施行

複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進

○ 省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加 (高効率熱源(コージェネレーション設備等)の整備費等について支援(※予算関連))

*新築等の計画が誘導基準に適合する場合に所管行政庁の認定を受けることができる制度。認定を受けた場合には、省エネ性能向上のための設備について容積率を緩和

マンション等

マンション等に係る計画届出制度の監督体制の強化 法公布後6ヶ月以内施行

監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底

○ 所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化

戸建住宅等

戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け 法公布後2年以内施行

設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けにより、省エネ基準への適合を推進

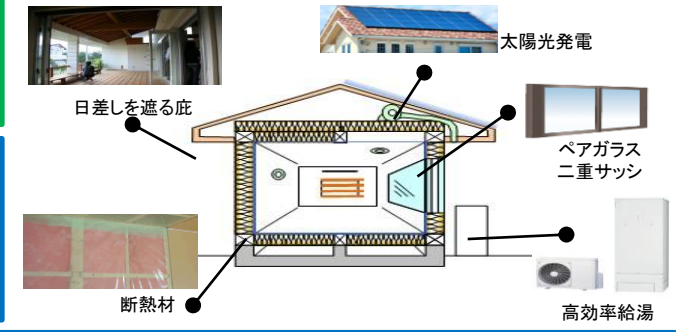
○ 小規模(延べ面積300㎡未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進

大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開 法公布後6ヶ月以内施行

大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底

○ 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保

[省エネ性能向上のための措置例]



<その他> ○ 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

法公布後2年以内施行

等

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ 委員名簿

座 長 川瀬 貴晴 千葉大学 グランドフェロー

委 員 井上 隆 東京理科大学 理工学部建築学科 教授

田辺 新一 早稲田大学 創造理工学部建築学科 教授

中村 美紀子 株式会社 住環境計画研究所 主席研究員

望月 悦子 千葉工業大学 創造工学部建築学科 教授

山下 ゆかり 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事

オブザーバー

一般社団法人 日本電機工業会

一般社団法人 日本ガス協会

一般社団法人 日本冷凍空調工業会

電気事業連合会

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

石油連盟

社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会
建築物エネルギー消費性能基準等小委員会
委員名簿

(敬称略、五十音順)

臨時委員	秋元 孝之	芝浦工業大学教授
	伊香賀俊治	慶應義塾大学教授
	清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	◎田辺 新一	早稲田大学創造理工学部建築学科教授
専門委員	澤地 孝男	(国研) 建築研究所理事
	鈴木 大隆	(地独) 北海道立総合研究機構理事
	前 真之	東京大学大学院准教授

(◎ : 委員長)

(オブザーバー)

鈴木 康史	(一社) 不動産協会環境委員会委員長
高井 啓明	(一社) 日本建設業連合会サステナブル建築専門部会主査
徳森 岳男	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
中村 勉	(公社) 日本建築士会連合会環境部会長
三浦 敏治	(一社) 住宅生産団体連合会住宅性能向上委員会委員長
宮原 浩輔	(一社) 日本建築士事務所協会連合会理事
安田 幸一	(公社) 日本建築家協会環境会議委員

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会
建築物エネルギー消費性能基準ワーキンググループ
社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会
合同会議（第10回）

傍聴申込票

<申込み締め切り>

6月28日（金）12:00

FAX : 03-5253-1629

宛先：住宅局住宅生産課 担当：野口

ご氏名	
ご所属	
電話番号	
メールアドレス	

※ご記入漏れがある場合は受付できません。

※傍聴は、会場の都合上、各社・各団体2名までとさせていただきます。

※定員（先着順、50名）になり次第、締め切らせていただきます。

※傍聴の可否については、7月1日（月）中にご連絡させていただきます。